

令和 2 年度家庭的保育事業等指導監査実施計画

1. 実施方針

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び所沢市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下、「実施要綱」という。）の規定等に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

実施にあたっては、所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 43 号）、その他関係法令等（以下「基準等」という。）の遵守について周知徹底させ、適切な事業所運営及び児童の適切な処遇を確保する。

2. 指導監査の対象

一般指導監査については、児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を行う者すべてを対象とする。

特別指導監査については、必要と認める事業者に対し、適宜実施する。

3. 指導監査の方法

(1) 一般指導監査

① 方法

事業所ごとに指導するため、実地において関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 14 条の規定に基づき実施する指導と一体的に実施する。

② 時期

6 月～翌年 2 月の間に実施する。

<今年度の年間計画（予定）> ※月ごとの実施予定施設数

令和 2 年度	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	計
小規模保育事業	1	2	2	2	3	4	3	3	2	22

③ 内容

基準等の遵守が必要な項目のうち「4. 指導監査の重点事項」を中心に指導を行う。

(2) 特別指導監査

実施要綱第5条に基づき、特に必要があると認めるときに適切に実施する。

4. 指導監査の重点事項

(1) 労務管理

常勤・非常勤職員の労働条件や給与条件について、就業規則や雇用契約書等であらかじめ明示し、適切に人事管理を行っているか確認する。令和元年度に特に指摘が多かった「法定休暇等の付与」「雇用時の労働条件明示」「割増賃金の計算」は重点的に確認する。

(2) 子どもの取り扱い

子どもの心身の状況把握に努め、差別的に取り扱っていないかを確認する。また、保育に関する全体的な計画や指導計画を作成し、適切に保管しているかを確認する。

(3) 緊急時・事故・非常災害対策

子どもの体調が急変した場合の体制、事故の予防・再発防止のための体制、災害等が発生した場合の体制について、整備を行い適切な措置をしているか確認する。

(4) 給食の状況

食物アレルギー等への配慮や給食設備等の衛生管理を徹底し、食事の提供を適切に行っているかを確認する。

(5) 会計

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適切に運用されているかを確認する。

(6) 保育士へのヒアリング

職場環境向上のために、保育士にヒアリングを行い、適切な労働環境が整備されているかを確認する。

5. 結果の公表

当該年度の一般指導監査の結果については、指摘事項や改善状況等を含め、施設ごとに翌年度当初に市ホームページへ掲載する。

6. その他

市の新型コロナウイルス感染拡大防止措置の方針や社会状況等を踏まえ、本計画の推進にあたっては、柔軟に対応するものとします。